

にほんごがくしゅうかい 日本語学習会のご案内

日時： 1月 14日 (水)
19:30~21:00

Would you like to learn
Japanese with us?
Please feel free to come!

場所： 倉吉市人権文化センター

内容： 日常生活に必要な日本語を学ぶ



ふれあいサロン

グラスアートでフォトフレームをつくろう！

日 時 … 令和8年 1月 28日 (水)

10:00~12:00

場 所 … 倉吉市人権文化センター

参加費 … 1,000円（材料費）当日持参

定 員 … 先着 10名まで

申込み … 0858-22-4768（倉吉市人権文化センター）

までお電話ください！ **(1月16日(金)締切)**



倉吉市人権文化センターからのお知らせ

年末年始のため、次のとおり人権文化センターを休館します。

12月27日(土) ~ 1月4日(日) まで

1月5日(月) から通常どおりの開館となります。

(9:00~17:30)



倉吉市人権文化センターだより

2026年1月1日 発行 No.181号

発行所：倉吉市人権文化センター

住 所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電 話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

きずな

日頃より倉吉市人権文化センターの事業及び運営について、ご協力とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

倉吉市人権文化センターでは、一人ひとりが安心して、自分の力を活かし、いきいきと暮らすことが出来る社会をめざして、手話教室、日本語学習会、子ども育成事業など学び合いにつながる事業を行っています。

また、人権の大切さを伝える啓発活動、生活・福祉・教育・人権の相談、人権に関する学習用DVDの貸し出しなども行っています。お気軽にご相談ください。

本年も部落差別をはじめとした人権問題を自分の事として考え、誰もが困ったときに声を掛け合えるような地域社会の実現のために、さまざまな事業を計画しております。

今後とも、人権課題の解決に真摯に向き合い、人権が尊重され認め合える社会を実現していくために、より一層精進してまいります。

本年も職員一同、よろしくお願ひいたします。

倉吉市人権文化センター 職員一同



謹賀新年



令和8年も

- ・手話教室
- ・日本語学習会
- ・地域ふれあいサロン など

さまざまな事業を開催予定です！
ぜひ、お気軽にご参加ください！



11月・12月の事業報告

子ども育成事業「みんなで体験！防災イベント」

11月 21日

今回の防災学習では、地震などの大規模災害による火災を想定し、避難訓練を行いました。避難訓練の後に西倉吉消防署の職員さんからお話を聞きました。避難する際に気をつけることや、実際に火事などが起ったときに「119」に通報する方法、周囲の人に助けを求めることが大事だということを改めて学びました。

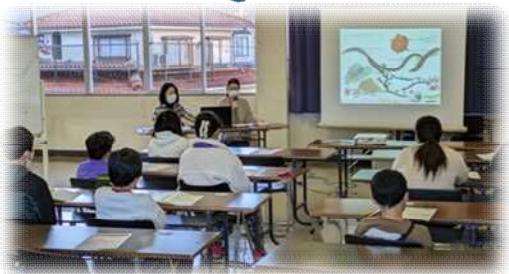
その後に煙体験を行い、いざというときの行動や対策について学びました。煙で前が全く見えない中、壁をつたつて移動する難しさを実際に体験することができました。

最後に避難所での生活を想定し、炊き出し体験を行いました。非常用保存食のお米を実際に炊いて、お汁などと一緒に食べました。



部落解放第45回解放子ども会工作教室

12月 6日



倉吉市立人権文化センターでは、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消に向け学習し、人権意識の向上を図ることを目的として、解放子ども会工作教室を開催しています。

まず、「山の粥」というお話を使って人権学習を行いました。自身の生活を振り返りながら、学習することができました。

仲間づくりでは、新聞紙を使ったゲームを行いました。違う学校の人たちとも楽しく交流することができました。

作品作りでは、講師をお迎えして木のスプーン作りを行いました。木のスプーンを磨くときのコツを聞き、分からぬところは相談しながら、協力してスプーンを作ることができました。

参加児童からの感想では、「楽しくスプーンづくりができて良かった」「良いスプーンができたので、帰ってから早速使いたい」「スプーンづくりも楽しかった。人権学習もできだし、なにより友達ができたことが嬉しかった」と発表してくれました。



1月25日は「世界ハンセン病デー」

～病気より怖いのは「偏見」と「差別」です～

☆ 世界ハンセン病デーをご存じですか？

毎年1月の最終日曜日は「世界ハンセン病デー」です。

この国際デーは、ハンセン病に対する認識を高め、ハンセン病にまつわる偏見や差別の撤廃を訴える機会となっています。



☆ ハンセン病とは…

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染することによって起こる慢性感染症です。「らい菌」は、人体の免疫力によって死滅したり増殖が抑えられるので発病に至るのはまれです。仮に感染したとしても、現在は優れた治療薬が確立されており、完全に治癒することができます。

主な症状は、皮膚と末梢神経が侵される感覚神経や運動神経のまひです。神経のまひは後遺症として残ることがあり、そのことが原因で手足にやけどや外傷を生じ、細菌感染を併発することで、機能障害や外見の変化を引き起します。

☆ 正しい知識を知る大切さ

ハンセン病で最も大きな問題は、病気そのものよりも「偏見」と「差別」です。

昭和初期にかけて、「らい予防法」などに基づいて患者は強制隔離させられました。地方自治体も「無らい県運動」と称して協力しました。このような行動が一層恐怖心を浸透させ、患者は療養所以外に生きる場所がなかったのです。「遺伝する」「うつる」という誤解も長い間社会から払いのけることができませんでした。1996（平成8）年にらい予防法は廃止され、熊本を始めとして全国で「国家賠償請求訴訟」が提訴され原告が勝訴し、社会復帰支援が始まりました。しかし、根強く残る偏見により病歴や入所歴を伏せて生活をしている人もまだ多くいます。家族においても自分の家族がハンセン病回復者であることを表に出せない状況がこの社会にあるということです。ハンセン病患者・回復者であることを隠す必要のない社会を実現していくことが私たちに求められています。

*【参考資料】国立療養所邑久光明園 青木 美憲 医学から見たハンセン病問題
ふれあい福祉だより27号 2024



☆ 私たちにできること

近年ではコロナ禍の到来で、私たちは感染症による差別や偏見を経験しました。

未知のウイルスを恐れ、感染した人たちを犯罪者扱いして引っ越しを余儀なくさせたり、県外ナンバープレートの自動車の運転者を非難するなどの差別行為がありました。ウイルスの正体や対応策が明確になっていくにつれて、そうした風潮も次第に落ち着き、今はインフルエンザと同じ扱いになっています。

長く差別や偏見に苦しんだハンセン病療養所入所者、回復者、ご家族の心痛は、まだまだ癒されることはありませんが、偏見や風評に流されず、病気に対する理解と当事者等に対してどのように接すればいいのか考える必要があります。今一度相手の立場に立って考えてみることや病気に対する正しい知識を学び、無関心にならないようにしましょう。